

島原地域広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

平成29年3月31日告示第7号

改正 平成30年12月27日告示第36号 令和6年3月25日告示第8号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 訪問型サービス（現行相当）

　第1節 基本方針（第5条）

　第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

　第3節 設備に関する基準（第8条）

　第4節 運営に関する基準（第9条—第36条）

　第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第37条—第39条）

第3章 訪問型サービスA「生活援助型」

　第1節 基本方針（第40条）

　第2節 人員に関する基準（第41条・第42条）

　第3節 設備に関する基準（第43条）

　第4節 運営に関する基準（第44条—第50条）

　第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第51条—第53条）

第4章 通所型サービス（現行相当）

　第1節 基本方針（第54条）

　第2節 人員に関する基準（第55条・第56条）

　第3節 設備に関する基準（第57条）

　第4節 運営に関する基準（第58条—第66条）

　第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第67条—第71条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号の規定に基づき島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が実施する第1号事業のうち、法第115条の45の3第1項の規定により島原地域広域市町村圏組合管理者が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第1号事業（以下「指定第1号事業」という。）の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。

- (1) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (2) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者に支払われる当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。
- (4) 第1号事業費用基準額 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定により算定した費用の額（その額が現に指定第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。

（指定事業者の指定に係る申請者の要件）

第3条 指定の申請をすることができる者は、法人とする。

（指定事業の一般原則）

第4条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、第1号事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、組合、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問型サービス（現行相当）

第1節 基本方針

（基本方針）

第5条 指定第1号事業に該当する訪問型サービス（現行相当）（以下「指定訪問型サービス」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において要支援相当の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第6条 指定訪問型サービスを行う者（以下「指定訪問型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）

第3条第1項に規定する者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者（長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第63号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第64号）。以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ訪問型サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービス、指定訪問介護の利用者又は指定介護予防訪問介護利用者。以下この条において同じ。）の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、利用者の数が40人を超える場合にあっては、常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（島原地域広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年島原地域広域市町村圏組合条例第2号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）、指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス等基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問型サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の

数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。

6 指定訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第7条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同

じ。)と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問型サービスの使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問型サービス事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定訪問型サービス事業者が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問型サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第10条 指定訪問型サービス事業者は、正当な理由なく指定訪問型サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 指定訪問型サービス事業者は、当該指定訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘

案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適當な他の指定訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供を求められた場合は、その提供を求める者から提示された被保険者証（法第12条第3項の被保険者証をいう。以下同じ。）によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者該当の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問型サービスを提供するよう努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議（サービス事業に関する知識を有する職員が介護予防サービス・支援計画書（介護予防ケアマネジメントによる支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）の作成のために介護予防サービス・支援計画書の原案に位置付けたサービス事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センターとの連携)

第14条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(第1号事業支給費を受けるための援助)

第15条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画書の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を組合に対し届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第16条 指定訪問型サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場

合は、当該計画に沿った指定訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助)

第17条 指定訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に身分を示す証明書を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスを提供した際には、当該指定訪問型サービスの提供日及び内容、当該指定訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画書を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第20条 指定訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問型サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定訪問型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問型サービス事業者は、法定代理受領に該当しない指定訪問型サービスを提供了際にその利用者から支払を受ける額と、指定訪問型サービスに係る第1号事業支給費との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない

3 指定訪問型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問型サービスを行う場合に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問型サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第21条 指定訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する組合への通知)

第22条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を組合に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 訪問介護員等は、現に指定訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第24条 指定訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。
- 3 第6条第2項のサービス提供責任者（以下この節及び次節において「サービス提供責任者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 指定訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センターとの連携に関すること。
 - (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第25条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第26条 指定訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定訪問型サービスを提供できるよう、指定訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所ごとに、当該指定訪問型サービス事業所の訪問介護員等によって指定訪問型サービスを提供しなければならない。
- 3 指定訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 指定訪問型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定訪問型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 指定訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第28条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所の見やすい場所に、第25条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、重要な事項を記載した書面を当該指定訪問型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規

定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問型サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 指定訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、当該指定訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第30条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽のもの又は誇大なものでないようにしなければならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第31条 指定訪問型サービス事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応等)

第32条 指定訪問型サービス事業者は、提供した指定訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問型サービス事業者は、提供した指定訪問型サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により組合が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該組合の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して組合が行う調査に協力するとともに、組合から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問型サービス事業者は、組合からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 指定訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問型サービスに関して組合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の組合等が実施

する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定訪問型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 指定訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、組合、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第35条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問型サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第36条 指定訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間）保存しなければならない。

- (1) 訪問型サービス計画
 - (2) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第38条第9号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第22条の規定による組合への通知に係る記録
 - (5) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 前項の規定によるほか、指定訪問型サービス事業者は、第1号事業支給費の支払を受けた日から5年間、当該第1号事業支給費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録を保存しなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問型サービスの基本取扱方針)

第37条 指定訪問型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標が設定され、計画的に行われるものでなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、自らその提供する指定訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定訪問型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問型サービスの具体的取扱方針)

第38条 訪問介護員等の行う指定訪問型サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「訪問型サービス計画」という。)を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定訪問型サービスの提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定訪問型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 訪問介護員等は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センターに報告する。
- (12) サービス提供責任者は、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。
- (14) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- (15) 第2号から第5号までの規定は、前号の規定による訪問型サービス計画の変更について準用する。

（指定訪問型サービスの提供に当たっての留意点）

第39条 指定訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおいて把握された課題、指定訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 訪問型サービスA「生活援助型」

第1節 基本方針

（基本方針）

第40条 指定第1号事業に該当する訪問型サービスA「生活援助型」（以下「指定生活援助サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営

むことができるよう、調理、洗濯、掃除、買い物代行その他の生活全般にわたる支援（身体介護を除く。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第41条 指定生活援助サービスの事業を行う者（以下「指定生活援助サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活援助サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定生活援助サービスの提供に当たる介護福祉士、政令第3条第1項に定める者又は組合が定める研修修了者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービス事業所ごとに、従業者のうち当該事業を適切に行うために必要と認められる数の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 前項のサービス提供責任者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、専ら指定生活援助サービスに従事するものをもって充てなければならない。
 - (1) 介護福祉士
 - (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者
 - (3) 政令第3条第1項で定める者
 - (4) 組合が定める研修修了者

(管理者)

第42条 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定生活援助サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活援助サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第43条 指定生活援助サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定生活援助サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定生活援助サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活援助サービスの事業と指定訪問介護又は指定訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第44条 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(サービス提供の記録)

第45条 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービスを提供した際には、当該指定生活援助サービスの提供日及び内容、当該指定生活援助サービスについて法第115条45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービスを提供した際には、提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第46条 指定生活援助サービス事業所の管理者は、当該指定生活援助サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定生活援助サービス事業所の管理者は、当該指定生活援助サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第41条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定生活援助サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) 介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 従業者（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 従業者の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 従業者の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 従業者に対する研修等を実施すること。
- (8) その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(介護等の総合的な提供)

第47条 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の支援に偏ることがあってはならない。

(秘密保持等)

第48条 指定生活援助サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利

用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定生活援助サービス事業者は、当該指定生活援助サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定生活援助サービス事業者は、当該事業所の従業者間以外において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(記録の整備)

第49条 指定生活援助サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定生活援助サービス事業者は、利用者に対する指定生活援助サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第45条第2項に規定する提供したサービスの内容等の記録
 - (2) 第52条第5号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 次条において準用する第22条に規定する組合への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第9条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条から第23条まで、第25条から第28条まで、第30条から第35条までの規定は、指定生活援助サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第25条」とあるのは「第50条において準用する第25条」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第18条、第21条、第23条、第26条から第28条までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定生活援助サービスの基本取扱方針)

第51条 指定生活援助サービスは、利用者的人格を尊重し、介護予防に資するよう、計画的に行わなければならない。

- 2 指定生活援助サービス事業者は、自らその提供する指定生活援助サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定生活援助サービス事業者は、指定介護生活援助サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければなら

ない。

- 4 指定生活援助サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定生活援助サービスの具体的取扱方針)

第52条 従業者の行う指定生活援助サービスの方針は、第40条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定生活援助サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定生活援助サービスの提供に当たっては、介護予防サービス計画等に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (3) 生活援助サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等を説明するものとする。
- (4) 指定生活援助サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (6) サービス提供責任者は、介護予防サービス計画等に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防サービス計画等に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者に報告するものとする。

(準用)

第53条 第39条の規定は、指定生活援助サービスの事業について準用する。

第4章 通所型サービス（現行相当）

第1節 基本方針

(基本方針)

第54条 指定第1号事業に該当する通所型サービス（現行相当）（以下「指定通所型サービス」という。）の事業は、既に通所サービスを利用し、通所サービスの利用の継続が必要な場合や、多様なサービスの利用が難しい場合、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる場合であって、その利用者が可能な限りその者の居

宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進すると共に、通所介護と同様のサービスである生活機能の維持の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第55条 指定通所型サービスの事業を行う者(以下「指定通所型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所型サービス事業所」とごとに置くべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「通所型サービス従業者」という。)の員数は次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所型サービスの提供日ごとに、指定通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数
 - (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定通所型サービスの提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる員数
 - (3) 介護職員 指定通所型サービスの単位ごとに、当該指定通所型サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所型サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス等基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス等基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所型サービス又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる員数
 - (4) 機能訓練指導員 指定通所型サービスの単位ごとに1人以上
- 2 当該指定通所型サービス事業所の利用定員(当該指定通所型サービス事業所について

同時に指定通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。) が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所型サービスの単位ごとに、当該指定通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数とすることができる。

- 3 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定通所型サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型サービスの単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の「指定通所型サービスの単位」とは、指定通所型サービスであってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所型サービス事業所の他の職務に従事することができる。
- 7 第1項の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定通所型サービス事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスの事業と指定通所介護の事業若しくは指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項及び第2項又は指定地域密着型サービス等基準条例第60条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第56条 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービス事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

第57条 指定通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定通所型サービス事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスの事業と指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス等基準条例第60条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第58条 指定通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所型サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定通所型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所型サービス事業者は、法定代理受領に該当しない指定通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型サービスに係る第1号事業支給費との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定通所型サービスに通常要する時間を超える指定通所型サービスであって利用者の選定に係るもののに伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所型サービスに係る第1号事業支給費を超える費用

- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第96条第4項の規定により厚生労働大臣が定める指針によるものとする。

5 指定通所型サービスは、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第59条 指定通所型サービス事業所の管理者は、指定通所型サービス事業所の従業者の管理及び指定通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定通所型サービス事業所の管理者は、当該指定通所型サービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第60条 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定通所型サービス事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第61条 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所型サービスの利用定員
- (5) 指定通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保など)

第62条 指定通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定通所型サービスを提供できるよう、指定通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービス事業所ごとに、当該指定通所型サービス事業所の従業者によって指定通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所型サービス事業者は、通所型サービス従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第63条 指定通所型サービス事業者は、利用定員を超えて指定通所型サービスの提供を行ってはならない。

(非常災害対策)

第64条 指定通所型サービス事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第65条 指定通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、当該指定通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第66条 指定通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定通所型サービス事業者は、利用者に対する指定通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号及び第2号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 通所型サービス計画

(2) 第71条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第60条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第71条において準用する第22条の規定による組合への通知に係る記録
- (5) 第71条において準用する第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第71条において準用する第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 前項の規定によるほか、指定通所型サービス事業者は、第1号事業支給費の支払を受けた日から5年間、当該第1号事業支給費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録を保存しなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定通所型サービスの基本取扱方針)

第67条 指定通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標が設定され、計画的に行われるものでなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、自らその提供する指定通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定通所型サービスの具体的取扱方針)

第68条 指定通所型サービスの方針は、第54条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「通所型サービス計画」という。）を作成するものとする。

(3) 通所型サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、

当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って作成しなければならない。

- (4) 指定通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定通所型サービスの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。
- (11) 指定通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第2号から第5号までの規定は、前号の規定による通所型サービス計画の変更について準用する。

（指定通所型サービスの提供に当たっての留意点）

第69条 指定通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔

機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

- (3) 指定通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第70条 指定通所型サービスは、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第71条 第9条から第17条まで、第19条、第22条、第23、第26条の2及び第28条から第35条までの規定は、指定通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第28条中「第25条に規定する」とあるのは「第61条に規定する」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス従業者」と、「訪問型サービス」とあるのは「通所型サービス」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日告示第36号）

この要綱は告示の日から施行する。

附 則（令和6年3月25日告示第8号）

この要綱は令和6年4月1日から施行する。ただし、第28条に第3項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。